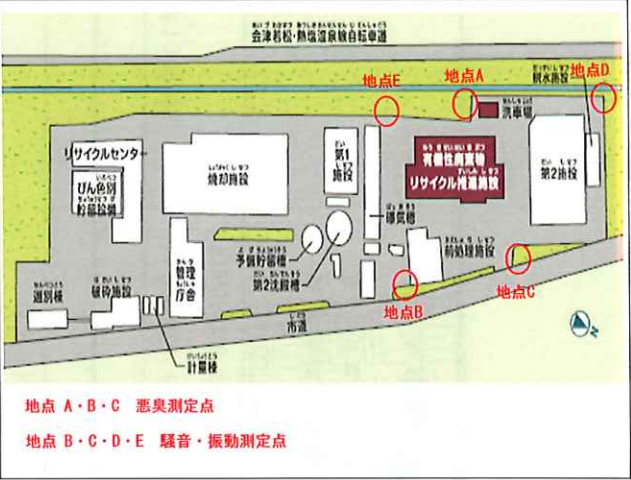


運転データ
 2021年度
 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
放流水	水素イオン濃度指数 (pH)	—	5.8～8.6	7.4	7.7	6.9	6.6	7.3	7.1	7.4	7.7	7.0	7.8	7.5	7.5	1回/月 測定
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	19以下	9.7	5.2	5.8	7.3	7	6.6	6.5	10	8.4	1.8	5.7	6.6	
	浮遊物質 (SS)	mg/L	9.5以下	1	3	2	<1	<1	<1	1	1	2	<1	<1	<1	
	窒素含有量 (T-N)	mg/L	9.5以下	5.9	1.4	5	3.9	1.2	8.9	3.0	8.6	5	4.6	2.1	0.88	
	リン含有量 (T-P)	mg/L	0.9以下	0.15	0.14	<0.05	0.08	<0.05	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
	色度	度	28以下	5	6	2	2	3	1	2	4	2	1	8	3	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回目 2回目	mg/L	9.5以下	0.9 0.5	1 1.4	0.8 1	0.6 0.5	<0.5 <0.5	<0.5 <0.5	6.7 0.7	7.3 7.3	0.5 <0.5	<0.5 4.4	7.4 <0.5	2回/月 測定
	大腸菌群数	1回目	個/cm ²	95以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2回目			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
助燃剤	含水率	%	70以下	67.5	69.9	60.7	69.3	65.1	65.5	65.4	66.5	62.4	59.2	63.5	62.0	1回/月 測定

項目		単位	基準値	5月（1回目）			8月（2回目）			11月（3回目）			2月（4回目）			備考
				地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	
悪臭（1号規制）	アンモニア	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	4回/年 測定
	メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	硫化水素	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硫化メチル	ppm	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	二硫化メチル	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	トリメチルアミン	ppm	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アセトアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソパレルアルデヒド	ppm	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	イソブタノール	ppm	0.9以下	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	
	酢酸エチル	ppm	3以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
	メチルイソブチルケトン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	トルエン	ppm	10以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
	ステレン	ppm	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	キシレン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	プロピオン酸	ppm	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
	ノルマル酪酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	ノルマル吉草酸	ppm	0.0009以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	
	イソ吉草酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	臭気指数	—	10以下	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	



悪臭・騒音・振動数地境界線上の測定箇所

運転データ
 2021年度
 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
脱臭装置排出口（臭突）	アンモニア	㎎/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		4回/年 測定
	硫化水素	㎎/h	0.9以下		<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	トリメチルアミン	㎎/h	0.2以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	㎎/h	2.1以下		<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	㎎/h	0.4以下		<0.0009			0.0041			<0.0009			<0.0009		
	イソブチルアルデヒド	㎎/h	0.9以下		<0.002			0.005			<0.002			<0.002		
	ノルマルバレールアルデヒド	㎎/h	0.4以下		<0.0009			0.0047			<0.0009			<0.0009		
	イソバレールアルデヒド	㎎/h	0.1以下		<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003		
	イソブタノール	㎎/h	38.6以下		<0.09			<0.09			<0.09			<0.09		
	酢酸エチル	㎎/h	128.5以下		<0.3			<0.3			<0.3			<0.3		
	メチルイソブチルケトン	㎎/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	㎎/h	428.4以下		<1			<1			<1			<1		
	キシレン	㎎/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	臭気指数	㎎/h	28以下		14			16			16			<12		
排気水へ3放号流規水制	メチルメルカプタン	mg/L	0.0088以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化水素	mg/L	0.024以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.069以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.126以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
				地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
騒音	朝 6時～7時	dB	60以下	46	41	40	47	45	42	43	52	46	47	39	47	50	37	54	37	4回/年 測定
	昼間 7時～19時	dB	65以下	46	46	44	49	49	45	46	51	47	53	43	48	40	40	54	38	
	夕 19時～22時	dB	60以下	44	45	43	47	46	46	42	45	46	45	38	46	37	38	52	34	
	夜間 22時～翌6時	dB	55以下	44	45	40	47	46	40	38	43	41	45	39	47	39	39	53	37	

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
				地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
振動	昼間 7時～19時	dB	65以下	<25	<25	28	28	<25	<25	<25	26	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	4回/年 測定
	夜間 19時～翌7時	dB	60以下	<25	<25	<25	25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	

※放流水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条第2項、

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について（平成12年106号、生衛発第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知）の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※悪臭（1号規制）：悪臭防止法（昭和46年法律第91号）A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県悪臭防止対策指針（平成10年福島県告示第636号）第1種区域の基準による。

※悪臭（2号規制）：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理 府令第39号）第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※悪臭（3号規制）：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理 府令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

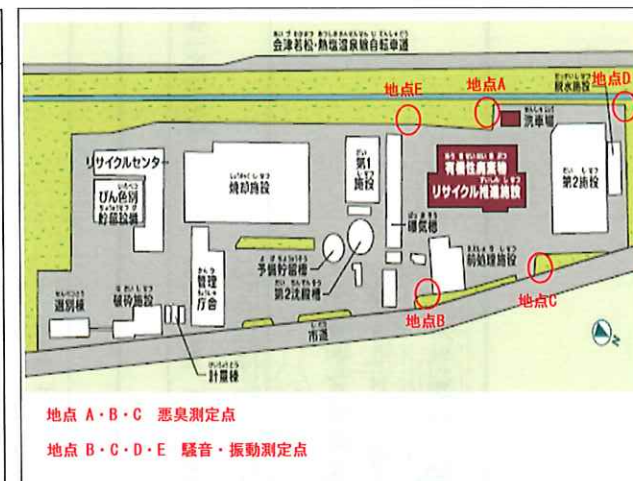
ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

※騒音：騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4種区域の規制基準による。

※振動：振動規制法（昭和51年法律第64号）第2種区域の規制基準による。

運転データ 2022年度 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目			単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
放流水	水素イオン濃度指数 (pH)		－	5.8～8.6	7.4	7.4	6.8	6.8	7.0	7.6	7.2	7.3	6.9	6.6	7.5	7.3	1回/月 測定	
	化学的酸素要求量 (COD)		mg/L	19以下	4.4	7.1	3.5	9.0	3.1	2.2	1.7	1.4	8.3	6.6	2.1	4.2		
	浮遊物質 (SS)		mg/L	9.5以下	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	2	2	<1		
	窒素含有量 (T-N)		mg/L	9.5以下	1.0	1.1	1.1	5.0	2.8	3.9	2.6	2.2	3.5	3.4	1.4	5.0		
	リン含有量 (T-P)		mg/L	0.9以下	0.06	<0.05	0.07	0.05	0.05	0.08	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.05		
	色度		度	28以下	1	<1	2	2	2	3	<1	<1	2	2	<1	6		
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回目	mg/L	9.5以下	0.8	<0.5	0.6	4.1	<0.5	<0.5	0.9	2.9	0.6	1.7	1.3	<0.5	2回/月 測定	
		2回目			1.6	2.5	<0.5	0.9	<0.5	1.6	3.3	<0.5	<0.5	2.2	<0.5	<0.5		
	大腸菌群数	1回目	個/cnl	95以下	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0		0
		2回目			0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0		
助燃剂	含水率		%	70以下	62.2	67.9	65.0	68.0	64.2	68.2	67.0	65.0	60.0	66.9	67.8	59.0	1回/月 測定	

[illegible]

悪臭・騒音・振動敷地境界線上の測定箇所

運転データ
 2022年度
 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
脱臭装置排出口（臭突）	アンモニア	ml/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		4回/年 測定
	硫化水素	ml/h	0.9以下		<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	トリメチルアミン	ml/h	0.2以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	ml/h	2.1以下		<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	ml/h	0.4以下		<0.0009			<0.0009			<0.0009			<0.0009		
	イソブチルアルデヒド	ml/h	0.9以下		<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	ノルマルバレールアルデヒド	ml/h	0.4以下		<0.0009			<0.0009			<0.0009			<0.0009		
	イソバレールアルデヒド	ml/h	0.1以下		<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003		
	イソブタノール	ml/h	38.6以下		<0.09			<0.09			<0.09			<0.09		
	酢酸エチル	ml/h	128.5以下		<0.3			<0.3			<0.3			<0.3		
	メチルイソブチルケトン	ml/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	ml/h	428.4以下		<1			<1			<1			<1		
	キシレン	ml/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	臭気指数	ml/h	28以下		<12			17			16			15		
排臭出水（3放号流水制）	メチルメルカプタン	mg/L	0.0068以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		4回/年 測定
	硫化水素	mg/L	0.024以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.069以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.126以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
				地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
騒音	朝 6時～7時	dB	60以下	39	47	39	42	45	48	35	48	39	39	37	44	41	38	38	42	4回/年 測定
	昼間 7時～19時	dB	65以下	47	51	48	44	53	54	49	52	45	38	44	50	43	38	40	43	
	夕 19時～22時	dB	60以下	47	48	43	45	42	49	52	50	44	43	42	46	44	38	39	43	
	夜間 22時～翌6時	dB	55以下	39	40	38	42	40	48	37	48	38	37	36	44	43	38	40	41	

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
				地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
振動	昼間 7時～19時	dB	65以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	4回/年 測定
	夜間 19時～翌7時	dB	60以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	

※放流水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条第2項、

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について（平成12年106日、生衛発第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知）の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※悪臭(1号規制)：悪臭防止法（昭和46年法律第91号）A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県悪臭防止対策指針（平成10年福島県告示第636号）第1種区域の基準による。

※悪臭(2号規制)：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理 府令第39号）第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※悪臭(3号規制)：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理 府令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

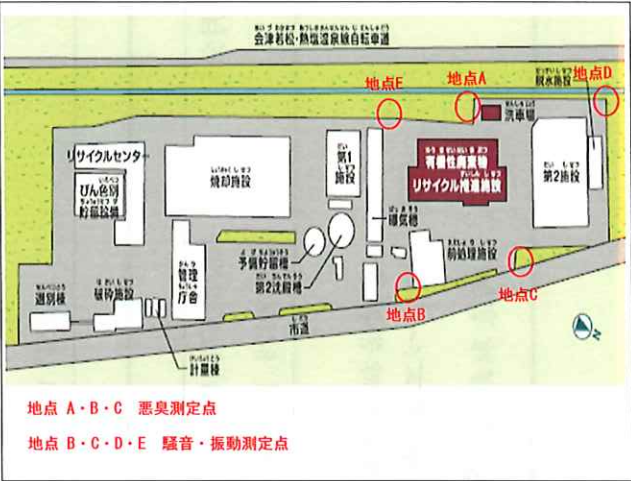
ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が0.002mg／L未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は0.002mg／Lとする。

※騒音：騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4種区域の規制基準による。

※振動：振動規制法（昭和51年法律第64号）第2種区域の規制基準による。

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
放流水	水素イオン濃度指数 (pH)	-	5.8～8.6	7.4	7.0	7.4	6.9	6.5	7.3	7.8	7.5	7.7	7.7	7.5	7.4	1回/月 測定
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	19以下	3.4	9.2	5.5	3.1	3.7	2.8	2.6	4.1	4.8	5.4	9.6	3.6	
	浮遊物質量 (SS)	mg/L	9.5以下	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
	窒素含有量 (T-N)	mg/L	9.5以下	2.3	1.1	0.7	0.94	1.4	1.9	5.1	2.1	3.7	5.7	1.3	1.1	
	リン含有量 (T-P)	mg/L	0.9以下	<0.05	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	0.11	<0.05	<0.05	
	色度	度	28以下	4	10	7	5	<1	2	<1	<1	2	8	5	2	2回/月 測定
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回目	9.5以下	<0.5	<0.5	<0.5	1.2	2.6	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	1.1	8.5	<0.5	
		2回目		<0.5	0.9	<0.5	3.4	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	
	大腸菌群数	1回目	95以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	
		2回目		0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	
助燃剤	含水率	%	70以下	65.4	68.3	66.9	66.2	65.8	68.2	66.1	69.2	65.1	62.1	68.2	64.8	1回/月 測定

項目		単位	基準値	5月（1回目）			8月（2回目）			11月（3回目）			2月（4回目）			備考
				地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	10	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	
悪臭（1号規制）	アンモニア	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	4回/年 測定
	メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	硫化水素	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硫化メチル	ppm	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	二硫化メチル	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	トリメチルアミン	ppm	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アセトアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	ノルマルバレアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソバレアルデヒド	ppm	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	イソブタノール	ppm	0.9以下	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	
	酢酸エチル	ppm	3以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
	メチルイソブチルケトン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	トルエン	ppm	10以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
	スチレン	ppm	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	キシレン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	プロピオン酸	ppm	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
	ノルマル酪酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	ノルマル吉草酸	ppm	0.0009以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	
	イソ吉草酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	臭気指数	-	10以下	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	



悪臭・騒音・振動数地境界線上の測定箇所

運転データ
 2023年度
 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
脱臭装置排出口（臭突）	アンモニア	㎎/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		4回/年 測定
	硫化水素	㎎/h	0.9以下		<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	トリメチルアミン	㎎/h	0.2以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	㎎/h	2.1以下		<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	㎎/h	0.4以下		<0.0009			<0.0013			<0.0009			<0.0009		
	イソブチルアルデヒド	㎎/h	0.9以下		<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	ノルマルバレールアルデヒド	㎎/h	0.4以下		<0.0012			<0.0019			<0.0009			<0.0009		
	イソバレールアルデヒド	㎎/h	0.1以下		<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003		
	イソブタノール	㎎/h	38.6以下		<0.09			<0.09			<0.09			<0.09		
	酢酸エチル	㎎/h	128.5以下		<0.3			<0.3			<0.3			<0.3		
	メチルイソブチルケトン	㎎/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	㎎/h	428.4以下		<1			<1			<1			<1		
	キシレン	㎎/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	臭気指数	㎎/h	28以下		<12			14			<12			15		
排出臭水（3号流水規水制）	メチルメルカプタン	mg/L	0.0068以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		4回/年 測定
	硫化水素	mg/L	0.024以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.069以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.126以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
				地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
騒音	朝 6時～7時	dB	60以下	50	47	49	47	50	49	53	52	50	52	47	45	53	45	41	43	4回/年 測定
	昼間 7時～19時	dB	65以下	52	47	51	49	51	49	54	52	49	52	46	44	53	44	42	44	
	夕 19時～22時	dB	60以下	50	47	48	40	50	47	52	51	53	51	46	43	53	46	42	44	
	夜間 22時～翌6時	dB	55以下	50	47	49	40	50	48	51	43	48	51	45	44	53	45	41	43	

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
				地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
振動	昼間 7時～19時	dB	65以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	4回/年 測定
	夜間 19時～翌7時	dB	60以下	<25	25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	

※放流水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条第2項。

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について（平成12年106日、生衛発第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知）の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※悪臭(1号規制)：悪臭防止法（昭和46年法律第91号）A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県悪臭防止対策指針（平成10年福島県告示第636号）第1種区域の基準による。

※悪臭(2号規制)：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理 府令第39号）第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※悪臭(3号規制)：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理 府令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

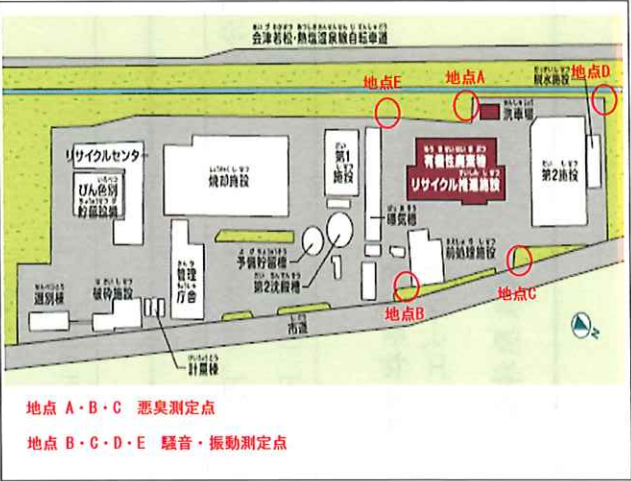
ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

※騒音：騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4種区域の規制基準による。

※振動：振動規制法（昭和51年法律第64号）第2種区域の規制基準による。

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
放流水	水素イオン濃度指数 (pH)	-	5.8～8.6	8.1	7.0	7.4	7.5	6.8	6.9	7.4	7.5	7.2	7.8	7.3	7.7	1回/月 測定
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	19以下	7	3.6	3.4	2.2	1.4	3	9	5.2	1.6	2	3	4.6	
	浮遊物質 (SS)	mg/L	9.5以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	2	<1	<1	
	窒素含有量 (T-N)	mg/L	9.5以下	4.2	0.84	0.84	4	1.3	0.35	3	1.2	3.1	8.3	0.64	0.54	
	リン含有量 (T-P)	mg/L	0.9以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	
	色度	度	28以下	1	3	5	2	4	3	2	1	2	2	3	5	2回/月 測定
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回目	9.5以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	<0.5	5.1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
		2回目		<0.5	1	3	5.2	0.9	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	
	大腸菌群数	1回目	95以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2回目		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
助燃剤	含水率	%	70以下	65.8	66.7	65.0	67.9	62.1	64.2	57.1	67.1	67.4	64.9	66.0	68.2	1回/月 測定

項目		単位	基準値	5月 (1回目)			8月 (2回目)			11月 (3回目)			2月 (4回目)			備考
				地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	
悪臭 (1号規制)	アンモニア	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	4回/年 測定
	メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	硫化水素	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硫化メチル	ppm	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	二硫化メチル	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	トリメチルアミン	ppm	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アセトアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
	イソパレルアルデヒド	ppm	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	イソブタノール	ppm	0.9以下	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	
	酢酸エチル	ppm	3以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
	メチルイソブチルケトン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	トルエン	ppm	10以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	
	スチレン	ppm	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
	キシレン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	プロピオン酸	ppm	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
	ノルマル酪酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	ノルマル吉草酸	ppm	0.0009以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	
	イソ吉草酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	臭気指数	-	10以下	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	



悪臭・騒音・振動敷地境界線上の測定箇所

運転データ
 2024年度
 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
脱臭装置排出口（臭突）	アンモニア	㎎/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		4回/年 測定
	硫化水素	㎎/h	0.9以下		0.004			<0.002			<0.002			<0.002		
	トリメチルアミン	㎎/h	0.2以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	プロピオンアルデヒド	㎎/h	2.1以下		<0.005			<0.005			<0.005			<0.005		
	ノルマルブチルアルデヒド	㎎/h	0.4以下		<0.0009			<0.0009			<0.0009			<0.0009		
	イソブチルアルデヒド	㎎/h	0.9以下		<0.002			<0.002			<0.002			<0.002		
	ノルマルバレールアルデヒド	㎎/h	0.4以下		<0.009			0.0012			<0.009			<0.009		
	イソバレールアルデヒド	㎎/h	0.1以下		<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003		
	イソブタノール	㎎/h	38.6以下		<0.09			<0.09			<0.09			<0.09		
	酢酸エチル	㎎/h	128.5以下		<0.3			<0.3			<0.3			<0.3		
	メチルイソブチルケトン	㎎/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	トルエン	㎎/h	428.4以下		<1			<1			<1			<1		
	キシレン	㎎/h	42.8以下		<0.1			<0.1			<0.1			<0.1		
	臭気指数	㎎/h	28以下		20			<12			<12			19		
排臭出水（3放流規制）	メチルメルカプタン	mg/L	0.0068以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		4回/年 測定
	硫化水素	mg/L	0.024以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	硫化メチル	mg/L	0.069以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		
	二硫化メチル	mg/L	0.126以下		<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005		

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
				地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
騒音	朝 5時～7時	dB	60以下	42	45	50	45	45	48	50	51	47	50	47	46	38	37	41	41	4回/年 測定
	昼間 7時～19時	dB	65以下	46	50	50	45	51	50	51	52	49	51	48	42	40	38	41	41	
	夕 19時～22時	dB	60以下	43	46	51	45	45	49	50	52	47	51	47	45	40	39	42	42	
	夜間 22時～翌6時	dB	55以下	39	45	50	45	44	50	51	52	47	50	47	46	38	39	42	41	

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
				地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
振動	昼間 7時～19時	dB	65以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	26	<25	<25	<25	27	34	<25	<25	<25	4回/年 測定
	夜間 19時～翌7時	dB	60以下	<25	<25	<25	<25	<25	<25	<25	27	<25	<25	<25	25	32	<25	<25	<25	

※放流水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条第2項、

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について（平成12年106日、生衛発第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知）の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※悪臭（1号規制）：悪臭防止法（昭和46年法律第91号）A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県悪臭防止対策指針（平成10年福島県告示第836号）第1種区域の基準による。

※悪臭（2号規制）：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理 府令第39号）第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※悪臭（3号規制）：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理 府令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

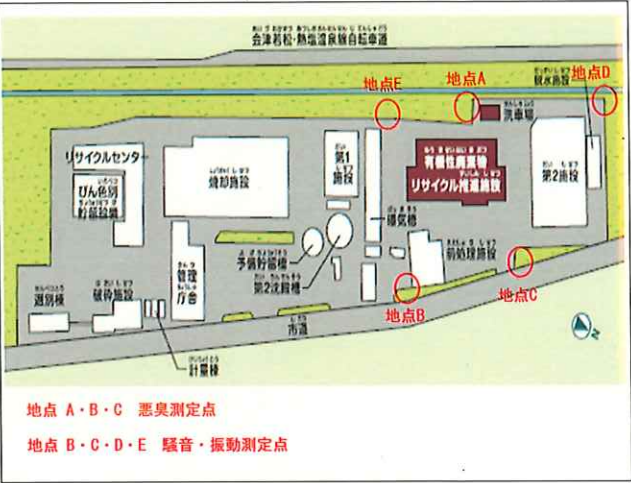
ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排水水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排水水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

※騒音：騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4種区域の規制基準による。

※振動：振動規制法（昭和51年法律第64号）第2種区域の規制基準による。

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
放流水	水素イオン濃度指数 (pH)	—	5.8～8.6	7.4	7.7											1回/月 測定
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	19以下	3.1	3.8											
	浮遊物質 (SS)	mg/L	9.5以下	<1	<1											
	窒素含有量 (T-N)	mg/L	9.5以下	0.67	0.78											
	リン含有量 (T-P)	mg/L	0.9以下	<0.05	<0.05											
	色度	度	28以下	1	2											2回/月 測定
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1回目	mg/L	9.5以下	<0.5	<0.5										
		2回目			<0.5	<0.5										
	大腸菌群数	1回目	個/cnl	95以下	0	0										1回/月 測定
		2回目			0	0										
助燃剤	含水率	%	70以下	66.7	67.3											

項目		単位	基準値	5月 (1回目)			8月 (2回目)			11月 (3回目)			2月 (4回目)			備考
				地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	地点A	地点B	地点C	
悪臭 (1号規制)	アンモニア	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1										4回/年 測定
	メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002										
	硫化水素	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002										
	硫化メチル	ppm	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001										
	二硫化メチル	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009										
	トリメチルアミン	ppm	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005										
	アセトアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005										
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005										
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009										
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002										
	ノルマルパレルアルデヒド	ppm	0.009以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009										
	イソパレルアルデヒド	ppm	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003										
	イソブタノール	ppm	0.9以下	<0.09	<0.09	<0.09										
	酢酸エチル	ppm	3以下	<0.3	<0.3	<0.3										
	メチルイソブチルケトン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1										
	トルエン	ppm	10以下	<1	<1	<1										
	スチレン	ppm	0.4以下	<0.04	<0.04	<0.04										
	キシレン	ppm	1以下	<0.1	<0.1	<0.1										
	プロピオン酸	ppm	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003										
	ノルマル酪酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001										
	ノルマル吉草酸	ppm	0.0009以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009										
	イソ吉草酸	ppm	0.001以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001										
	臭気指数	—	10以下	<10	<10	<10										



悪臭・騒音・振動敷地境界線上の測定箇所

運転データ
 2025年度
 維持管理情報（環境測定結果情報に関する項目）

項目		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
脱臭装置排出口（臭突）	アンモニア	㎎/h	42.8以下		<0.1											4回/年 測定
	硫化水素	㎎/h	0.9以下		0.002											
	トリメチルアミン	㎎/h	0.2以下		<0.0005											
	プロピオンアルデヒド	㎎/h	2.1以下		<0.005											
	ノルマルブチルアルデヒド	㎎/h	0.4以下		0.0011											
	イソブチルアルデヒド	㎎/h	0.9以下		<0.002											
	ノルマルバレルアルデヒド	㎎/h	0.4以下		0.0017											
	イソバレルアルデヒド	㎎/h	0.1以下		<0.0003											
	イソブタノール	㎎/h	38.6以下		<0.09											
	酢酸エチル	㎎/h	128.5以下		<0.3											
	メチルイソブチルケトン	㎎/h	42.8以下		<0.1											
	トルエン	㎎/h	428.4以下		<1											
	キシレン	㎎/h	42.8以下		<0.1											
	臭気指数	㎎/h	28以下		15											
排臭出水（3放号流水制）	メチルメルカプタン	mg/L	0.0088以下		<0.0005											4回/年 測定
	硫化水素	mg/L	0.024以下		<0.0005											
	硫化メチル	mg/L	0.069以下		<0.0005											
	二硫化メチル	mg/L	0.126以下		<0.0005											

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
				地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
騒音	朝 6時～7時	dB	60以下	47	49	50	49													4回/年 測定
	昼間 7時～19時	dB	65以下	48	50	51	48													
	夕 19時～22時	dB	60以下	44	45	50	47													
	夜間 22時～翌6時	dB	55以下	43	45	50	47													

項目		単位	基準値	5月（1回目）				8月（2回目）				11月（3回目）				2月（4回目）				備考
				地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	地点B	地点C	地点D	地点E	
振動	昼間 7時～19時	dB	65以下	<25	<25	<25	<25													4回/年 測定
	夜間 19時～翌7時	dB	60以下	<25	<25	<25	<25													

※放流水：水質汚濁防止法第3条1項の規定に基づき、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)で全国一律の排水基準、廃棄物の処理及清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条第2項、

廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について(平成12年106日、生衛発第1517号、厚生省生活衛生局水道環境部長通知)の関係法令等から基準値を設定するものとする。

※悪臭(1号規制)：悪臭防止法（昭和46年法律第91号）A区域の規制基準による。また、臭気指数による規制は、福島県悪臭防止対策指針（平成10年福島県告示第636号）第1種区域の基準による。

※悪臭(2号規制)：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理 府令第39号）第3条に定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度として定められた許容限度以下とする。

※悪臭(3号規制)：悪臭防止法施行規則（昭和47年総理 府令第39号）第4条に定める方法により算出して得た濃度以下とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、この方法により算出した排出水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は0.002mg/Lとする。

※騒音：騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4種区域の規制基準による。

※振動：振動規制法（昭和51年法律第64号）第2種区域の規制基準による。